

整理番号	区 分	申請に対する処分				
	処分等の名称	農地等の権利移動の許可				
	本庁所管課	農業委員会事務局	支所所管課	産業建設課（農林課）		
処分等権者	長岡市農業委員会長					
根拠法令等	農地法	(条)	3	(項)	1	(号)
根拠条例等		(条)		(項)		(号)
標準処理期間	21 日以内（毎月 10 日で当月分の受付を締切 ※「申請に対する処分」又は「申込等に対する り、その翌日から起算する。） 許諾の決定」の場合のみ記載					
基 準	<p>1 農地法第 3 条第 2 項各号の規定に該当する場合には許可できない。 なお、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B404 農林水産事務次官通知）」による。</p> <p>2 農地法第 3 条第 2 項各号の概要 下記のいずれかに該当する場合には、許可できない。</p> <p>(1) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、既に有する農地及び採草放牧地並びに取得しようとする農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合</p> <p>(2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合</p> <p>(3) 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合</p> <p>(4) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合</p> <p>(5) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が 50 アール(別紙のとおり別段面積の定めがある地区についてはその面積)に達しない場合</p> <p>(6) 賃借人等が転貸し、又は質入しようとする場合</p> <p>(7) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合</p>					
更新履歴	平成 23 年 4 月 1 日 組織変更により支所所管課名を産業課から産業建設課に変更 平成 28 年 4 月 1 日 農地法の一部改正により変更 令和 2 年 4 月 1 日 根拠通知の文言修正					